

# 「介護等体験」のガイダンスについて

## 「小学校免許」または「中学校免許」登録者 (平成30年度に「介護等体験」に参加予定の学生へ)

小学校または中学校教員免許を登録している学生は、小学校・中学校教員免許取得条件として、卒業までに「介護等体験」に必ず参加することになっています。

つきましては、下記日程にて [・介護等体験の概要](#)  
[・申し込み手続きについて](#)

のガイダンスを行いますので、必ず参加してください。

無断欠席の場合には、平成30年度の介護等体験に参加できません。

### ガイダンス対象学生

- ① 小学校免許または中学校免許を登録している1年生
- ② 小学校免許または中学校免許を登録していて、平成30年度に「介護等体験」に参加予定の2・3年生（転部生・遅延学生等）

### ガイダンス日時

#### ◆教育学部(スポーツ健康専攻・英語教育専攻・心理学専攻)

日時：10月4日(水) 5限

場所：130 教室(座席を指定します)

#### ◆経営学部、法学部、教育学部(児童教育専攻)

日時：10月4日(水) 6限

場所：120 教室(座席を指定します)

※授業と重なっている学生は、9月29日(金)までに実習指導室に申し出てください。

※申出がない場合には、無断欠席と同様に対応します。

※時間厳守

## 注意事項

- ①ガイダンスを1度でも無断欠席した場合には、当該年度の体験に参加できません。(卒業時に免許を取得できない場合があります)
- ②やむを得ない事情で出席できない場合には、事前に実習指導室に申し出てください。(入院する予定がある、親族(2親等以内)に不幸があり忌引となる等)
- ③次のような理由は出席できない理由として認めません。  
各自のスケジュールを調整し、ガイダンスに参加してください。  
★アルバイト、自動車教習所、旅行、予約をして受ける診察・診療(歯医者等)
- ④事前に申し出がなく、違う時限のガイダンスに出席した場合には、無断欠席と同様に対応します。
- ⑤体調不良により欠席する場合には、氏名および受診日の記載がある医療機関の領収書のコピーや診断書等の証明書を後日提出していただくことになります。  
詳細は直接説明しますので、実習指導室に必ず本人が電話連絡してください。  
★友人からの伝言は認めません。
- ⑥入学時に小・中学校免許取得希望登録を済ませていても、今回のガイダンスに出席し、所定の申込手続きをとらなければ、介護等体験に参加できません。